

年金だより

第14号

平成25年12月
発行



もくじ

- P2 ◆ 年金額の特例水準の解消について
P3 ◆ 複数の年金をお持ちの方へ
P4-6 ◆ 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告
P7-9 ◆ こなときには届出を
P10-11 ◆ 年金相談窓口一覧
P12 ◆ ねんきんカレンダー

複数の年金をお持ちで、追加費用対象期間のある年金額が改定された方へ

年金額をご確認ください

平成25年8月(平成25年10月支給分)より、追加費用対象期間に係る年金額が引き下げられました(引下げの詳細については年金だより第13号(平成25年6月発行)をご覧ください。)。この引下げにより、2つ以上の年金の受給権を有し、併給調整によりいずれか1つの年金を選択して受給している場合、次のように年金額が逆転することがあります。

お手元の年金額改定通知書等をご確認のうえ、選択の変更を希望される場合には各都道府県の市町村・都市職員共済組合(P10-11参照)までご相談ください。

【選択替えの例】

退職年金(追加費用対象期間あり)と遺族共済年金(追加費用対象期間なし)の受給権を有する場合

選択方法① 退職年金全額
選択方法② 遺族共済年金全額 + 退職年金 1/2



[併給調整]

現在の公的年金制度は、一人一年金を原則としています。

したがって、給付事由(退職・老齢給付、障害給付、遺族給付)の異なる2つ以上の年金を受けられることとなった場合、いずれか1つの年金を選択し、原則として他の年金の支給は停止されることとなります。これを年金の「併給調整」といいます。

この選択は年金額が変更となった場合などに受給権者本人の申出により、将来に向かっていつでも変更ができることとなっています。

- ※ 障害給付や遺族給付の年金は非課税のため、年金額が退職給付の年金より少額であっても有利な場合もあります。
- ※ 65歳以上(平成19年4月1日前に遺族共済年金(遺族厚生年金)の受給権を有し、かつ同日において65歳以上であった方を除く)の方が遺族共済年金(遺族厚生年金)と退職共済年金(老齢厚生年金)の受給権を有する場合、ご自身の退職共済年金(老齢厚生年金)を優先的に受給(遺族給付の年金が退職・老齢給付の年金より高額の場合には差額分を遺族給付の年金として支給)することとされていますので、申出により受給する年金を変更することはできません。
- ※ 選択方法は、年金の種類などによって異なります。

「公的年金等の源泉徴収票」と 確定申告



**「平成25年分 公的年金等の源泉徴収票」を
平成26年1月下旬にお送りします**

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収票をお送りしません。

本年分の確定申告は、平成26年2月17日(月)から同年3月17日(月)までの間に行うこととされています(所得税の還付についてはそれ以前から申告が可能です。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください)。

●所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

平成25年中に所得税を納めすぎとなっている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

(以下はその代表的な例です。)

- ◆ 国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料などの社会保険料の支払いを行った方
- ◆ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの支払いがある方
- ◆ 災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財などに損害を受けた方
- ◆ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- ◆ 一定額以上の医療費の支払いがある方
- ◆ その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- ◆ 扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- ◆ 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

所得税の確定申告を行うには、「平成25年分 公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。

● 所得税の確定申告を省略できる方

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を省略することができます。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。

所得税および所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

なお、公的年金等以外の所得金額のある方が、所得税の確定申告を省略すると、住民税の申告をお住まいの市区町村に行うことが必要となる場合があります。

住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

■ 所得税の確定申告とは？

退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は受給のたびに源泉徴収されます。給与所得と違い、雑所得については年末調整が行われませんので、源泉徴収された所得税額を精算する場合は、所得税の確定申告を行うこととなります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きのことです。

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

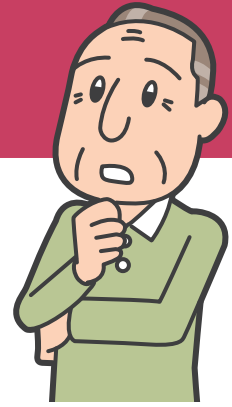
平成25年分 公的年金等の源泉徴収票<見本>



源泉徴収票の見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

平成 25 年 分 公 的 年 金 等 の 源 泉 徴 収 票										見本	
支 払 っ て 貰 っ た 人	住 所 又 は 居 住 所	102-0084 東京都 ○○○区 ××× ×××									
	フリガナ	ネンキン タロウ		年金証書記号番号	86XX0000000001						
	氏 名			生 年 月 日	明 大 昭 年 月 日	* 15 6 28					
	区 分			支 払 金 額	2:471:600 円		源 泉 徴 収 税 額				20:406 円
	法 第 203 条 の 3 第 1 号 適 用 分										
	法 第 203 条 の 3 第 2 号 適 用 分										
	法 第 203 条 の 3 第 3 号 適 用 分										
第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 5 号	本 人	控 除 額 等 の 有 無	控 除 額 等 の 種 別	控 除 額 等 の 数	保 存 者 の 数	社 会 保 険 料 の 金 額					
		有 無	特 定 老 人 其 他	特 定 老 人 其 他	特 定 老 人 其 他	53:400 円					
(摘要)											
支 払 っ て 貰 っ た 人	所 在 地	東京都 千代田区 二番町 2番地									
	名 称	全国市町村職員共済組合連合会									

源泉徴収票Q & A



Q1 源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか？

A1 次の理由が考えられます。

- 受給されている年金の種類が障害または遺族の年金ではありませんか？
障害、遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は送付されません。
なお、障害または遺族の年金から社会保険料が控除されている方で、社会保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険・国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療））担当課へお問い合わせください。
- 退職を支給事由とする年金を受給されている方は、1月下旬に発送いたしますので、1月末までお待ちください。
なお、2月に入っても届かないときは、共済組合へご連絡ください。

Q2 社会保険料の金額とは何ですか？

A2 各支給期に年金から控除された介護保険料、国民健康保険料および長寿医療保険料（後期高齢者医療保険料）の合計額です。
なお、見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

Q3 特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

A3 この源泉徴収票には表示されていないので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q4 源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付はできますか？

A4 共済組合にご連絡いただければ再交付いたしますが、大切な書類ですので、紛失されないよう保管には十分ご注意ください。

こんなときには届出を

各種用紙の請求や届出先等は、各都道府県の市町村・都市職員共済組合(P10-11参照)となります。

1 就職したとき・失業給付を受けようとするとき

■公務員として再就職したとき

共済年金の年金受給権者(※1)が公務員として再就職し、再び組合員となったときは、翌月分から年金の一部または全部が支給停止になります。

- 提出の必要な書類…年金受給権者再就職届書(組合員用)
- 上記の書類に添付する書類…年金証書

なお、市町村・都市職員共済組合以外の組合員となったときは、再就職先の属する共済組合へご連絡ください。

■民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき

共済年金の年金受給権者(※1)が民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の方を含みます。)や私立学校教職員共済制度の加入者(昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の特定教職員を含みます。)となったとき、あるいは議会議員に就任したときは、年金の額と給料(議員報酬)および過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に加入した日(議員に就任した日)の翌月分から、年金の一部が支給停止になることがあります。

- 提出の必要な書類…年金受給権者再就職届書(他制度加入用)

(※1) 退職共済年金、障害共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金の年金受給権者が対象となります。



◆議会議員の方で、議員報酬月額の変動や期末手当の支給があった場合は、変動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要がありますので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

■雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

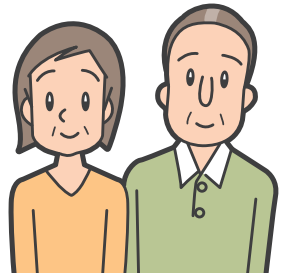
65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に関しては、その給付額と年金受給額を比較して慎重に検討することが必要です。

- 提出の必要な書類…雇用保険法による給付との調整事由該当届書・非該当届書
- 上記の書類に添付する書類…雇用保険受給資格者証の写し

2 加給年金額対象者に異動があったとき

- 加給年金額対象者である配偶者が、次の年金を受給することとなったとき
 - ・退職共済年金、老齢厚生年金で、加入期間が20年以上ある年金
 - または法令により20年以上とみなされる年金
 - ・障害を事由とする年金（障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金等）
- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- 加給年金額対象者である子が婚姻または、養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したとき など



●提出の必要な書類…加給年金額対象者異動届書

(異動事由に応じて添付書類をご提出いただきます。)



- ◆加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始したとき、または65歳前に繰上げて老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は、必要ありません。
- ◆加給年金額対象者がお亡くなりになったときは、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる場合、届書の提出が省略できます。**ただし、年金の過払いが発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。**
- ◆**老齢厚生年金にも加給年金額が加算される**ときは、退職共済年金に加算された加給年金額は、その支給が停止となりますので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

3 遺族共済年金^(※2)の受給権者が婚姻等したとき

遺族共済年金^(※2)の受給権者が婚姻（事実婚を含みます。）した場合、遺族給付の受給権が消滅します。

また、受給権者である子が他の方の養子になったときや、元組合員の養子であった受給権者が死後離縁をした場合も、遺族給付の受給権が消滅します。

(※2) 遺族共済年金以外にも、遺族年金、通算遺族年金が該当します。



- ①～③の場合は、届出が遅れますと年金が過払いとなることがあり、後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

4 障害等級1級または2級の障害共済年金受給権者が婚姻等したとき

障害等級1級または2級の障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円（所得で655.5万円）未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、加給年金額が加算されます^(※3)ので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

- (※3) 加給年金額対象者となる配偶者が、次の年金を受給しているときは、加給年金額の支給が停止となります。
- ・退職共済年金、老齢厚生年金で、加入期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
 - ・障害を事由とする年金（障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金等）

5 氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

●提出の必要な書類：年金受給権者異動報告書

●上記の書類に添付する書類

- …氏名変更の場合：年金証書（住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できない場合(※4)は、戸籍抄本の提出も必要となります。）
- …住所変更の場合：住民票 → **注意**
- …受取金融機関変更の場合：口座名義および口座番号の確認できる預金通帳の写し（報告書に受取金融機関の確認印が押印されている場合は、不要です。）

注意

- ◆住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できる場合、住所変更のみの届出は不要です。（日本にお住まいの外国籍の方も、共済組合で住民票コードの確認ができない方を除き、平成25年11月より住民基本台帳ネットワークシステムで変更が内容確認できるようになりました。）
- ◆共済組合において住民基本台帳ネットワークシステムで住所変更の確認が取れるまでの間、旧住所あてに郵便物を送付することとなりますので、郵便局に転居届をご提出ください（届出から1年間、旧住所あての郵便物が新住所に転送されます。）。
- ◆電話番号を変更された場合、共済組合からのお電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更された旨を各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

(※4) 福島県東白川郡矢祭町にお住まいの方、および海外にお住まいの方等は、住民基本台帳ネットワークシステムで変更内容の確認ができません。

もしご本人が亡くなられたとき

▶遺族共済年金の受給権が発生する場合

退職または障害（障害等級3級の場合を除く。）(※5)の共済年金受給権者が亡くなられた当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円（所得で655.5万円）未満である方（配偶者、子、父母、孫、祖父母）(※6)がいる場合は、遺族共済年金の受給権が発生すると考えられますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

注）遺族共済年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止となることがあります。

(※5) 障害等級3級の場合であっても、65歳未満の方は、亡くなられた原因により該当することがあります。

(※6) 子や孫は、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの間にあって未婚の方、または障害等級1、2級の方に限ります。

▶年金受給権が消滅する場合

上記の要件を満たしている方がいない場合または遺族の共済年金受給権者が亡くなられた場合は、年金の受給権が消滅します。年金の過払い金や未払い分の給付が発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

年金相談窓口一覧

(平成25年10月現在)

共済組合名	所在地	TEL
北海道市町村職員共済組合	〒060-8578 札幌市中央区北4条西6-2 北海道自治会館	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	〒030-8567 青森市本町 5-1-5 アップルパレス青森3F	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	〒020-0021 盛岡市中央通 2-8-21 (M ホール内)	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	〒980-8422 仙台市青葉区上杉 1-2-3 宮城県自治会館7F	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	〒010-0951 秋田市山王 4-2-3 秋田県市町村会館3階	018-862-5262
山形県市町村職員共済組合	〒990-0023 山形市松波 4-1-15 山形県自治会館	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	〒960-8515 福島市太田町 13-53 福島グリーンパレス4階	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	〒310-0852 水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館5階	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	〒320-0033 宇都宮市本町 12-11 栃木会館5F	028-622-0573
群馬県市町村職員共済組合	〒371-8505 前橋市元総社町 335-8 群馬県市町村会館5階	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-5-14 さいたま共済会館	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	〒260-8502 千葉市中央区中央港1丁目13番3号	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	〒190-8573 立川市錦町 1-12-1 ザ・クレストホテル立川5F	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	〒231-0023 横浜市中区山下町 75 神奈川自治会館5階	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	〒400-8587 甲府市蓬沢 1-15-35 山梨県自治会館	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	〒950-8551 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館4階	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	〒930-0871 富山市下野 995-3 富山県市町村会館	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	〒920-8555 金沢市幸町 12-1 石川県幸町庁舎	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	〒910-8554 福井市西開発 4-202-1 福井県自治会館内	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	〒380-8586 長野市大字中御所字岡田30番地20 サンパルテ山王	026-228-5620
岐阜県市町村職員共済組合	〒500-8508 岐阜市藪田南 5-14-53 ふれあい福寿会館(岐阜県民ふれあい会館)13階	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-25 エスパティオ5階 静岡県市町村センター内	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-3-2 愛知県自治センター5階	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	〒514-8587 津市万町津 173 三重市町村会館	059-228-6193
滋賀県市町村職員共済組合	〒520-8550 大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館 別館4階	077-525-5784
京都市市町村職員共済組合	〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町 149-1 京都府自治会館2階	075-431-0303

大阪府市町村職員共済組合	〒 540-0029 大阪市中央区本町橋2番31号 シティプラザ大阪5階	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	〒 650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館5階	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	〒 634-8561 橿原市大久保町 302-1 奈良県市町村会館4F	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	〒 640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館4F	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	〒 680-0834 鳥取市永楽温泉町 556 ホープスターとっとり	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	〒 690-0852 松江市千鳥町20番地 ホテル白鳥2階	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	〒 700-0023 岡山市北区駅前町 2-3-31 サン・ピーチOKAYAMA 4F	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	〒 730-0036 広島市中区袋町3番17号 シンヨービル7階	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	〒 753-8529 山口市大手町 9-11 山口県自治会館 3階	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	〒 770-8551 徳島市幸町 3-55 徳島県自治会館5F	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	〒 760-0066 高松市福岡町 2-3-4 ホテルマリンパレスさぬき3F	087-851-6681
愛媛県市町村職員共済組合	〒 790-8678 松山市三番町 5-13-1 えひめ共済会館	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	〒 780-0870 高知市本町 5-3-20 高知共済会館	088-823-3213
福岡県市町村職員共済組合	〒 812-0044 福岡市博多区千代 4-1-27 福岡県自治会館	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	〒 840-0041 佐賀市城内 1-5-14 佐賀県自治会館3階	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	〒 850-0032 長崎市興善町6番7号 長崎西彼農協興善町ビル4階	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	〒 862-0911 熊本市東区健軍 2-4-10 熊本県自治会館	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	〒 870-0022 大分市大手町 2-3-12 大分県市町村会館3階	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	〒 880-8525 宮崎市瀬頭 2-4-15	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	〒 890-8527 鹿児島市与次郎 2-8-8 マリンパレスかごしま1階	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	〒 900-8566 那覇市旭町116番地37 自治会館3階	098-867-0785
都市職員共済組合	所在地	TEL
北海道都市職員共済組合 ※1	〒 064-8645 札幌市中央区南9条西1丁目1番20号	011-512-1770
仙台市職員共済組合	〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合 ※2	〒 460-0001 名古屋市中区三の丸 2-3-2 愛知県自治センター5階	052-228-0493
連合会	所在地	TEL
全国市町村職員共済組合連合会	〒 102-0084 千代田区二番町2番地	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方

ねんきんカレンダー

平成25年
12月 ~ 平成26年
12月
までの予定です

時 期	定期支給関係	その他	
平成25年	12月 中旬まで	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月13日(金)	年金支給日 (10月・11月分) ※2	
平成26年	1月 下旬		平成25年分「源泉徴収票 (はがき形式)」をお送りします。
	2月14日(金)	年金支給日 (12月・1月分) ※2	平成25年分 確定申告開始 (2月17日~3月17日)
	4月15日(火)	年金支給日 (2月・3月分) ※2	
	6月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月13日(金)	年金支給日 (4月・5月分) ※2	
	8月15日(金)	年金支給日 (6月・7月分) ※2	
	10月15日(水)	年金支給日 (8月・9月分) ※2	平成27年分「扶養親族等申告書」 をお送りします (10月~11月頃)。
	12月 中旬まで	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月15日(月)	年金支給日 (10月・11月分) ※2	

- ※1 **【年金支払通知書】** は支払いがある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払額に変更があった場合には、6月・12月以外でも **【年金支払通知書】** を送付します。
- ※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

**⓪ご注意
ください**

【年金支払通知書】 の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、**【年金支払通知書】** が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

メールアドレス：nenkinkikaku@shichousonren.or.jp



年金だより

第14号 平成25年12月

■発行：全国市町村職員共済組合連合会
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地
☎03-5210-4611

ホームページアドレス <http://www.shichousonren.or.jp/>